

新型コロナウイルス感染症関連各種支援制度

持続化給付金	対象者	法人・個人事業主
	管轄	経済産業省
	窓口	持続化給付金事業コールセンター（0120-115-570） 0120-115-570（IP電話専用回線 03-6831-0613）
	H P	https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html
	期間	令和2年5月1日～令和3年1月15日
	申請方法	オンライン申請
	主な要件	前年同月比で売上が50%以上減少している中小企業と個人事業主
	金額	売上減少額（法人200万円 個人100万円が上限）
	提出書類	下記リンク参照 ①直近の法人税又は所得税の確定申告書 ②対象月の売上台帳等 ③預金通帳の写し https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin_chusho.pdf https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin_kojin.pdf
備考	用意する書類も難しいものではなく、比較的簡単に申請できる	
雇用調整助成金	対象者	法人・個人事業主
	管轄	厚生労働省
	窓口	各都道府県労働局又はハローワーク
	H P	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html
	期間	令和2年4月1日～令和2年6月30日
	申請方法	管轄都道府県労働局へ郵送または持参
	主な要件	直近3ヶ月の売上高等の平均値が同年同期に比し10%以上減少など
	金額	休業：休業手当負担額×2/3 教育訓練：賃金負担額×2/3+1,200円 （共に労働者1人あたり8,330円が上限）
	提出書類	下記リンク参照 ①労働組合等との協定に関する書類 ②事業所の状況に関する書類 ③対象労働者に関する書類 ④労働・休日及び休業の実績に関する書類 https://www.mhlw.go.jp/content/000625731.pdf
備考	用意する書類が煩雑で記載方法もわかりにくいハローワーク窓口で詳細を聞きながら書類をそろえるか、又は社会保険労務士に依頼する	
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	対象者	法人
	管轄	経済産業省
	窓口	ものづくり補助金事務局サポートセンター 050-8880-4053
	H P	http://portal.monodukuri-hojo.jp/
	期間	2次締切：令和2年5月20日（5次まで予定・事業終了令和3年3月26日）
	申請方法	オンライン申請
	主な要件	新型コロナウイルス感染症対策の投資を行った場合など（非対面型ビジネスモデルへの転換やテレワーク環境の整備など）
	金額	一定の要件を満たす補助対象額×2/3（1,000万円が上限）
	提出書類	リンク参照 http://portal.monodukuri-hojo.jp/common/bunsho/reiwakoubo_0513.pdf https://jgrants.go.jp/sites/default/files/2950/8350/subsidy/deilver_files/a46e5d22746e3f1d/令和元年度補正ものづくり補助金交付規程.pdf
備考	用意する書類が煩雑で手続きにも時間を要する	

小規模事業持続化補助金	対象者	小規模事業者
	管轄	経済産業省（中小企業基盤整備機構）
	窓口	全国の商工会議所又は商工会
	H P	https://r1.jizokukahojokin.info/
	期間	第2回締切：令和2年6月5日
	申請方法	郵送又はオンライン申請
	主な要件	新型コロナウイルス感染症対策の投資を行った場合など（飲食店の弁当販売開始に係る経費や出前用 web サイト作成費など）
	金額	一定の要件を満たす補助対象額 × 2/3（100万円が上限）
	提出書類	リンク参照 http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_t/doc/ 公募要領（コロナ特別対応型）.pdf
備考	商工会議所又は商工会が丁寧に指導してくれる 税理士は市役所に提出する「売上減少の証明申請書」を記入する	
IT導入補助金（C類型・特別枠）	対象者	中小企業・小規模事業者
	管轄	経済産業省（中小企業基盤整備機構）
	窓口	サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター 0570-666-424（IP電話専用回線 042-303-9749）
	H P	https://www.it-hojo.jp/
	期間	1次締切：令和2年5月29日（2次以降も実施予定）
	申請方法	オンライン申請
	主な要件	新型コロナウイルス感染症対策でITツールを導入した場合 （非対面型ビジネスモデルへの転換やテレワーク環境の整備など）
	金額	IT費用 × 2/3（30万円～450万円）
	提出書類	下記リンクPDFの19ページ参照 申請後、採択が決定され、IT導入支援事業者（ベンダー等）からITツールの導入を受けた後、IT導入支援事業者がIT導入補助金事務局へ代理申請する https://www.it-hojo.jp/r01/doc/pdf/R1_application_guidelines_second_tokubetsuwaku.pdf
備考	比較的大規模なシステム導入が該当す https://www.it-hojo.jp/tokubetsuwaku/	
働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）	対象者	中小企業事業主（個人事業主含む）
	管轄	厚生労働省
	窓口	テレワーク相談センター 0120-91-6479
	H P	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/telework_10026.html
	期間	令和2年5月29日
	申請方法	テレワーク相談センターへ郵送又は持参もしくはメール
	主な要件	テレワーク用通信機器を導入する中小企業事業主（シンクライアント以外のPC・タブレット等は対象外）
	金額	導入費用 × 3/4（目標未達成の場合は導入費用 × 1/2） 1人あたりの上限40万円（目標未達成の場合は20万円） 1企業あたりの上限300万円（目標未達成の場合は200万円）
	提出書類	リンク参照 https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000626819.pdf
備考	助成金交付申請書を提出し、交付決定がなされた後に取組を実施し、その後支給申請をするので、受給までに時間がかかる提出書類も多く手続きも煩雑なため、社会保険労務士に依頼	

東京都感染拡大防止協力金

対象者	法人・個人事業主
管轄	東京都
窓口	東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター 03-5388-0567
H P	https://www.tokyo-kyugyo.com/
期間	令和2年4月22日～令和2年6月15日
申請方法	郵送又はオンライン申請
主な要件	休業要請に応じた対象施設を営業する中小企業と個人
金額	50万円（2以上の事業所で休業に取り組む場合には100万円）
提出書類	下記リンクPDFの7ページ参照 ①東京都感染拡大防止協力金申請書兼事前確認書 ②誓約書 ③直近の法人税又は所得税の確定申告書 ④対象施設の外景及び内景の写真 ⑤月締め帳簿など（緊急事態措置時点での営業実態がわかる書類） ⑥営業に必要な許可証等 ⑦本人確認書類（運転免許証、パスポート、保険証等） ⑧休業等の状況がわかる書類（HP告知、ポスター、チラシ、DM等） ⑨支払金口座振替依頼書 https://www.tokyo-kyugyo.com/downloads/guidelines.pdf
備考	用意する書類も難しいものはなく、比較的簡単に申請できる専門家（青色申告会、税理士、公認会計士、中小企業診断士、行政書士）による申請要件・添付書類の事前確認を受ける ※事前確認を受けない場合には支給まで時間がかかる可能性あり

事業継続緊急対策（テレワーク）助成金

対象者	法人・個人事業主
管轄	東京都
窓口	東京しごと財団 雇用環境整備課 職場環境整備担当係 03-5211-2397
H P	https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/kinkyutaisaku.html
期間	令和2年3月6日～令和2年6月1日
申請方法	郵送
主な要件	東京都内に事業所を置く中小企業等で、常用労働者が2名～999名で、2020TDM推進プロジェクトに参加していること など
金額	テレワーク関係費用全額（250万円が上限）
提出書類	下記リンク参照 https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/boshu/documents/sinsei_check0424.pdf
備考	2020TDM推進プロジェクトに参加するのは比較的簡単 提出書類が多い

新型コロナウイルス感染症特別貸付

対象者	法人・個人事業主
管轄	日本政策金融公庫
窓口	全国の日本政策金融公庫窓口
H P	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html
期間	申込期限なし
申請方法	郵送
主な要件	最近 1 か月の売上高が前年又は前々年の同期に比し、5%以上減少している場合 など
金額	融資限度額 6,000 万円 無利子・無担保・元金据置期間 5 年以内 など https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/pdf/covid_19_faq_jisshitsumurishika.pdf
提出書類	下記リンク参照 ①借入申込書 ②新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書 ③最近 2 期分の確定申告書・決算書 ④法人の履歴事項全部証明書等 ※ ⑤ご商売の概要 ※ ⑥運転免許証又はパスポート ※ ⑦許認可証 ※ ※は現在取引がない場合 https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/pdf/covid_19_info_a.pdf
備考	顧問税理士に相談すれば手続きもスムーズ

セーフティネット保証

対象者	法人・個人事業主
管轄	全国信用保証協会
窓口	全国の金融機関 中小企業金融相談窓口 (03-3501-1544) 中小企業庁事業環境部金融課 (03-3501-1511)
H P	https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm
期間	申込期限なし
申請方法	金融機関経由
主な要件	指定業種に属する事業を行っており、最近 3 か月間の売上高等が前年同期比で 5%以上減少している場合 など
金額	保証限度額 2 億 8,000 万円 保障割合 : 80% など https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200408003/20200408003-1.pdf
提出書類	金融機関に問い合わせ
備考	顧問税理士に相談すれば手続きもスムーズ 税理士は市役所に提出する「認定申請書」を記入する